

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課）

項目名	学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し		
税目	所得税		
要望の内容	<p>学校法人が税額控除対象法人となるためには、実績判定期間（原則、直近5会計年度）内に、</p> <p>①3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が、年平均100人以上であること</p> <p>②寄附金額が年平均30万円以上であることが求められている。</p> <p>急速な時代の変化や社会のニーズを踏まえ、自ら経営力の強化や改革に取り組もうとする意欲のある学校法人が、機動的に税額控除制度を活用し、個人からの寄附を一層集めやすくするため、学校法人が税額控除対象法人となるための寄附実績に係る要件の見直しを行う。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>▲ 2,131 百万円 （ - 百万円） （ - 百万円）</p>	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

私立学校等に在学する学生生徒等は、大学・短大で約7割、専修学校で約9割、高等学校で約3割、幼稚園で約9割を占めており、それぞれの学校が「建学の精神」に基づく個性豊かな活動を積極的に展開し、多様化する国民のニーズに応え、我が国の学校教育の発展にとって、質及び量の両面から重要な役割を果たしている。

一方で、少子化等が急速に進展するなど、私立学校を取り巻く状況が厳しさを増し、社会が大きく変化する中で、各私立学校は時代と社会のニーズに対応して、教育研究や経営の質を高めるため、スピード感を持ちながら、主体的な改革に取り組むことが必要である。

そのためにも、私立学校を設置する学校法人が、寄附金をはじめとする民間資金を積極的に獲得し、自らその経営基盤を強化することが強く求められている。特に、それぞれの「建学の精神」とそれに基づく各学校の特色ある教育研究活動への深い理解を有し、学校の一層の発展を願う保護者や卒業生の存在は大きく、学校法人としても同窓会等の組織を通じ、個人寄附を獲得できるよう、これまで以上に積極的に働きかけを行う必要がある。

個人から学校法人に対する寄附を一層促進し、経営基盤の強化を図ることで、各学校法人が自ら主体的に改革に取り組み、今後も持続可能な発展を遂げることができるよう、本措置が必要である。

(2) 施策の必要性

私立学校は、創設者やその親族が私財を投じて、それぞれの建学の精神に基づきつつ、「公の性質」を有する学校として設置されたものであり、学校法人を解散する場合にもその残余財産は寄附者に戻されることはなく、教育活動に充てられることとなっている。また、学校法人の収入の大半は児童・生徒・学生からの納付金や寄附金、事業収入によるものであり、保護者や卒業生、地域社会等の幅広い関係者によって、その運営が支えられている。これは、幼稚園を設置する学校法人から、大学を設置する学校法人まで、異なるものではない。

また、令和5年通常国会において、学校法人の組織及び運営について規定する「私立学校法」の改正を行い、改正法は令和7年4月1日から施行されることになっている。今般の法改正は、我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を基本的な考え方としつつ、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限の明確化や、選任・解任の手続きを定めるとともに、監事や評議員会の理事会へのチェック機能を強化するなど、学校法人の管理運営制度を抜本的に改善するものである。

個人が学校法人に寄附した場合の税額控除制度は、平成23年度の税制改正によって導入され、平成27年度の税制改正では、学校法人の規模に応じ、税額控除の対象法人となるための要件を緩和する措置がなされたが、令和4年5月1日現在における税額控除対象法人は、大学・短大・高等専修学校を設置する学校法人（以下「文部科学大臣所轄学校法人」という。）においては361/669法人（53.9%）、それ以外の学校法人（以下「都道府県知事所轄学校法人」という。）においては199/7,111法人（2.8%）にとどまっている。これは、所得控除の対象となる特定公益増進法人が、大臣所轄学校法人においては594/669法

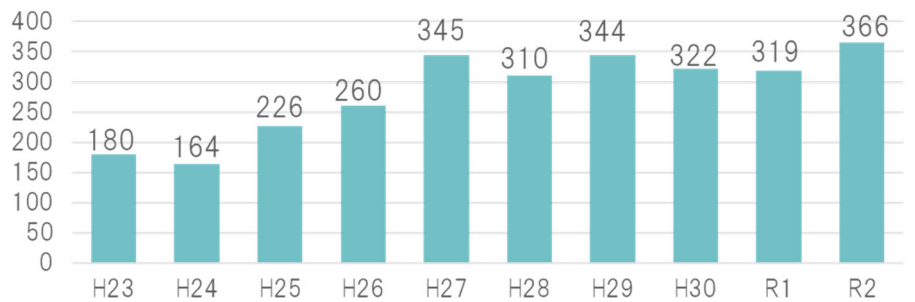
	<p>人（88.9%）、都道府県知事所轄学校法人においては 1,190/7,111 法人（16.7%）となっていることと比べても、著しく少ない状況にある。</p> <p>学校法人が、税額控除制度を活用するためには、5年間の実績判定期間において、寄附者及び寄附金額について定められた要件を満たすことが求められるところ、新たに学校法人を設立した場合であれば、活動実績が5年に満たなくても、実績判定が可能である一方で、既存の学校法人においては、実績判定期間の短縮が認められることはない。</p> <p>少子化等の急速な進展等により私立学校を取り巻く状況が厳しさを増し、これまでにないスピードで社会が大きく変化する中で、学校法人においては、時代と社会のニーズを敏感にキャッチし、教育研究や経営の質を高めていくため、主体的かつ機動的に改革に取り組むことが求められる。しかしながら、税額控除制度を活用し、個人からの寄附募集に重点的に取り組み、スピード感をもって改革を進めていきたいと考える法人が、税額控除制度を活用しようと考えても、当該制度をすぐに活用することが難しいという現状がある。</p> <p>今般の法改正により、全ての学校法人のガバナンスが強化され、一層の公益性・公共性の向上が見込まれるなか、我が国の公教育における私立学校が果たす役割は今後ますます大きくなっていくものと考えられる。</p> <p>時代の変化や社会のニーズを踏まえ、自ら経営力の強化や改革に取り組もうとする意欲のある学校法人が、機動的に税額控除制度を活用し、学校法人を取り巻く多様なステークホルダーの支えの下で一層発展していくことができるよう、税額控除対象法人となるための寄附実績に係る要件の見直しを図ることが必要である。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p><教育振興基本計画> 教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化</p> <p>○教育研究の質向上に向けた基盤の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長の優れたリーダーシップによる大学運営の促進、外部理事や実務家教員など外部人材の活用、大学教育に係る情報公開の推進、外部資金導入の増加など、大学等の経営力の強化に係る必要な施策を講じる。 <p>目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保</p> <p>○私立学校の教育研究基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校法人の確固とした財政基盤の確立のため、各学校法人が寄附金収入等の多元的な資金を調達するための環境をより一層整備するとともに、私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施する。
	<p>政策の達成目標</p>	<p>我が国の公教育を支える私立学校が、時代と社会のニーズに対応して主体的な改革に取り組み、教育研究や経営の質の向上につなげていくことができるよう、寄附金をはじめとする民間資金の積極的な獲得を促し、その経営基盤の強化を図る。</p>

			<p>【指標】</p> <p>・学校法人における外部資金獲得状況の改善</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	<p>学校法人の経営基盤の強化に向けて、各学校法人において寄附金等の外部資金の獲得に向けた取組が進められているが、少子化等が急速に進展するなど、社会が大きく変化する中で、各私立学校が時代と社会のニーズに対応して、教育研究や経営の質を高めるため、一層の環境整備が必要とされている。</p>
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>大学・短大・高等専門学校を設置する学校法人：669 法人 高校以下の学校を設置する学校法人：7,111 法人</p> <p style="text-align: right;">計：7,780 法人（令和4年度）</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>以下1.及び2.に示す通り、税額控除対象法人数は、制度導入以降着実に増加するとともに、文部科学大臣所轄学校法人のうち、税額控除対象法人となっている法人に対する個人からの寄附金額も、税額控除制度の導入後、大きく伸びている。</p> <p>このことを踏まえると、税額控除対象法人となることは、個人からの学校法人に対する寄附の増加に一定の効果があるものと考えられ、学校法人における経営基盤の強化のために、本制度の一層の活用を図っていくことが重要である。</p> <p>少子化等の急速な進展等により私立学校を取り巻く状況が厳しさを増し、これまでにないスピードで社会が大きく変化する中で、学校法人においては、時代と社会のニーズを敏感にキャッチし、教育研究や経営の質を高めていくため、主体的かつ機動的に改革に取り組むことが求められる。</p> <p>したがって、税額控除対象法人となるための寄附実績に関する要件を見直し、意欲をもって改革に取り組もうとする学校法人が、機動的に税額控除制度を活用できるようにすることで、学校法人に対する個人からの寄附が一層促進され、学校法人の経営基盤の強化につながるとともに、私立学校を社会全体の財産として支えていこうとする寄附文化の醸成につながると考えられる。</p>

1. 税額控除対象法人数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4
大臣所轄	317 /667 (47.5%)	329 /668 (49.3%)	337 /667 (50.5%)	346 /664 (52.1%)	348 /664 (52.4%)	358 /667 (53.7%)	363 /668 (54.3%)	367 /669 (54.9%)	361 /669 (53.9%)
知事所轄	97 /7,299 (1.3%)	104 /7,234 (1.4%)	129 /7,287 (1.8%)	130 /6,731 (1.9%)	140 /7,115 (1.9%)	180 /7,329 (2.5%)	190 /7,335 (2.6%)	185 /6,953 (2.7%)	199 /7,111 (2.8%)

2. 税額控除対象法人に対する個人現金寄附額の推移



■個人現金寄附(税額控除対象法人)(単位:億円)

※文部科学大臣所轄学校法人に対するアンケート調査結果より作成
 ※税額控除対象法人に対する個人現金寄附額について、学校法人に対する寄附について税額控除制度が導入された平成23年を始点として各年度の寄附金額を比較したもの。

相当性

当該要望項目以外の税制上の措置

【所得税】

- ・学校法人に対する個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として、所得控除(寄附金控除)の適用(所得税法第78条)
- ・学校法人に対する個人からの現物寄附は、譲渡所得の非課税措置(租税特別措置法第40条)

【法人税】

- ・学校法人に対する法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置(法人税法第37条)
- ・日本私立学校振興・共済事業団を通じた、学校法人に対する法人からの寄附金は、指定寄附金として全額損金算入(法人税法第37条)

予算上の措置等の要求内容及び金額

(令和5年度当初予算)

- ・私立大学等経常費補助 2,976億円
- ・私立高等学校等経常費助成費等補助 1,029億円
- ・私立学校施設・設備の整備の推進 90億円

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>学校法人に対しては、①私立学校の教育条件の維持向上、②在籍する学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を通じ、私立学校の健全な発達に資することを目的として国による助成等が一部行われている。</p> <p>一方で、教育研究を安定的・継続的に行っていくためには、国からの助成等に加えて多様な財源の確保を図り、その経営基盤を強化していくことが重要である。</p> <p>このような観点から、寄附の確保・増加に向けた取組は、各学校法人が自らで工夫を凝らしながら、積極的に行っているものであるところ、意欲をもって改革に取り組もうとする学校法人が、機動的に税額控除制度を活用できるようにすることは、寄附の確保・増加に向けた各学校法人の自主的な努力を支援するものとなる。</p> <p>このように、国による助成等は法人を直接支援するもの、また、寄附税制は法人に対し寄附を行う国民に優遇措置を行うものとして、異なる役割を担うものであり、両者あいまって、各学校法人の健全な経営と、安定した教育の提供に資するものとして、重要な役割を果たしている。なお、私立学校への助成等を規定する私立学校振興助成法においても、国又は地方公共団体による助成の規定と並んで学校法人が寄附金の募集を容易にできるよう国又は地方公共団体による税制上の措置を講ずるよう努めることを規定している。</p> <p>私立学校振興助成法（昭和五十年七月十一日法律第六十一号） （抄） （税制上の優遇措置） 第十五条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>私立学校は、創設者やその親族が私財を投じて、それぞれの建学の精神に基づきつつ、「公の性質」を有する学校として設置されたものである。学校法人を解散する場合にもその残余財産は寄附者に戻されることはなく、教育活動に充てられることとなっており、学校法人は極めて高い公共性を有する主体である。</p> <p>また、学校法人の収入の大半は児童・生徒・学生からの納付金や寄附金、事業収入によるものであり、保護者や卒業生、地域社会等の幅広い関係者によって、その運営が支えられている。これは、幼稚園を設置する学校法人から、大学を設置する学校法人まで、異なるものではない。</p> <p>寄附税制は、法人に対し寄附を行う国民に広く優遇措置が適用されるものであり、各学校法人が多角的な資金調達を行い、確固とした経営基盤を確立し、健全な経営と多様で質の高い教育の展開に資するものとして、重要な役割を果たしている。</p>

			<p>個人から学校法人に対する寄附金に、税額控除制度が適用されることとなった平成 23 年度以降、税額控除対象法人に対する現金寄附額が大幅に伸びていることから、税額控除制度が学校法人に対する寄附を促進する手段として極めて有効な制度であることは明らかである。</p> <p>このような状況も踏まえ、税額控除対象法人となるための寄附実績に関する要件を見直し、意欲をもって改革に取り組もうとする学校法人が、機動的に税額控除を活用できるようにすることで、学校法人に対する個人からの寄附が一層促進され、学校法人の経営基盤の強化につながるとともに、私立学校を社会全体の財産として支えていこうとする寄附文化の醸成につながると考えられる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>		<p>令和 4 年 5 月 1 日現在で、文部科学大臣所轄学校法人 669 法人のうち、361 法人（53.9%）が税額控除対象法人となっている。また、都道府県知事所轄学校法人 7,111 法人のうち、199 法人（2.8%）が税額控除対象法人となっている。</p> <p>（参考）所得控除の対象となる特定公益増進法人数と全学校法人に占める割合 大臣所轄学校法人：594/669 法人（88.9%） 都道府県知事所轄学校法人：1,190/7,111 法人（16.7%）</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>		<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>		<p>税額控除制度の導入以降、特に大臣所轄学校法人においては、税額控除対象法人数と税額控除対象法人に対する個人寄附額は増加している。</p> <p>文部科学大臣所轄学校法人のうち、税額控除対象法人となっている法人に対する個人からの現金寄附額は、平成 23 年度には 180 億円であったものが、令和 2 年度には 366 億円となっており、約 2 倍にまで伸びている。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>学校法人の経営基盤の強化と私立学校における教育研究活動の活性化に向け、税額控除制度を活用しつつ、寄附の増加や寄附文化の醸成を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>税額控除対象法人数と税額控除対象法人に対する個人寄附額の増加傾向が見られ、寄附文化の醸成が着実に進んでいると考えられる。</p> <p>その一方で、特に都道府県知事所轄学校法人においては、そもそも税額控除対象法人となっている法人数が極めて少ない状況となっている。これは、都道府県知事所轄学校法人は、規模が小さい法人が多く、税額控除対象法人となるための寄附実績</p>

		の要件を満たすことが難しいことが主な理由であると考えられる。
これまでの 要望経緯		平成 25 年度～27 年度： 学校への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し